

令和5年度第2回一関市子ども・子育て会議

日時：令和6年2月29日(木)

午前10時～正午

会場：一関保健センター 1階多目的ホール

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 一関市子ども・子育て支援事業計画（基本目標2～5）について
- (2) 特定地域型保育事業の認可及び特定教育・保育施設の利用定員について
- (3) その他

4 その他の議題

5 閉 会

一関市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和5年3月10日～令和7年3月9日 (敬称略)

区分	委員の大区分	所 属 等	氏 名	備考
1			千葉 武史	
2			千葉 雅子	
3			千田 紗子	
4			大林 千枝子	
5			皆川 由紀恵	
6			阿部 栄美	
7			中川 玲子	
8			塩竈 素明	
9			杉山 浩	
10			菅原 敏	会長
11			伊師 みゆき	副会長
12			福士 昭	
13			千葉 もと子	
14			菅原 里江	
15			こう河 の野 麻希子	

事務局

所属	職名	氏 名	備 考
健康こども部	部長	すずき伸一	
健康こども部こども家庭課	課長	おい川久美子	
健康こども部こども家庭課	主幹兼こども企画係長	岩渕琢哉	
健康こども部こども家庭課	課長補佐兼おやこ健康係長	菅原有紀	
健康こども部こども家庭課	課長補佐兼子育て応援係長	武田暁子	
健康こども部児童保育課	入所入園係長	わた渡邊博幸	
健康こども部児童保育課	主査	こん金亨	とおる
健康こども部児童保育課	主任主事	くま熊谷	さゆみ
まちづくり推進部いきがいづくり課	市民センター係長	さ佐藤康隆	
教育委員会教育総務課	課長補佐兼教育企画係長	千葉邦雄	
教育委員会学校教育課	主幹兼学校教育係長	千葉寧	やすし

3 議事(1) 子ども・子育て支援事業計画（基本目標2～5）について

(1) 基本目標1 子ども・子育て支援事業の充実

全ての子どもと子育て家庭を対象として、地域特性も踏まえながら、多様化するニーズにも対応しつつ、幼児期の教育・保育事業や地域子育て支援事業の量と質の充実を図っていきます。

※ 令和5年度第1回子ども・子育て会議での報告・協議した内容

(2) 基本目標2 子育てを支える仕組みづくり

子育てを支える仕組みとして、相談支援を含む妊娠期からの切れ目ない支援体制を構築するとともに、子育て世代の保護者に向けた経済的負担の軽減を行います。また、地域の人たちが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域で支える仕組みづくりを推進します。

① 相談支援の充実

- ・ 子育て世代包括支援センターの相談事業等
- ② 母子保健の充実
 - ・ 妊婦健康診査、乳幼児家庭全戸訪問事業等
- ③ 経済的負担の軽減
 - ・ 第3子以降の保育料無料化、高校生までの医療費無料化等

④ 地域で支える仕組みづくり

- ・ 子育てサロンの支援等

【実施状況】

- ・ 相談件数は増加傾向で、乳幼児に関することが多い状況にあります。
- ・ 母子保健に関する事業や経済的負担を軽減する事業は、今後も継続実施していきます。
- ・ 既存の子育てサロンへの支援のほか、新たなサロンの開設についても支援していますが、サロン活動にあたり地域の方々の協力を得ることが難しい状況にあります。

(3) 基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進

女性の社会参加等により、多様な働き方に対応した子育て支援事業等の充実を継続的に図るとともに、就学児の安全・安心な放課後の居場所づくりを計画的に進めることで、やりがいや充実感を感じながら働き、家庭や地域生活においても充実した時間が確保できるなど、仕事と生活の調和が実現する社会を目指します。

① 多様な就労の実現

- ・ 延長保育事業、一時預かり事業などの子育て支援事業等

② 仕事と子育ての両立の推進

- ・ 安全・安心な放課後の居場所づくり事業等

【実施状況】

- ・ 延長保育事業、一時預かり事業などを継続実施していくほか、多様な保育ニーズへの対応や各種制度の周知・啓発に努めています。
- ・ 放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施のほか、子ども第三の居場所づくりに取り組み、計画的な事業実施に努めています。

(4) 基本目標4 要保護児童等への対応と取組の推進

子どもの最善の利益が実現されるよう、児童虐待を未然に防ぐ対応の整備や、ひとり親家庭等の自立支援の推進、障がい児施設を充実させ、支援が必要な子どもや養育支援を必要とする保護者双方に対して施策を推進していきます。

① 児童虐待防止対策等の充実

- ・ 一関市要保護児童対策地域協議会の取組の強化等

② ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ・ 自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金支給事業等

③ 障がい児施策の充実

- ・ 発達支援相談や児童発達支援事業等との連携等

④ 特別な配慮をする子どもへの配慮

- ・ 海外から来た子どもなどが円滑に教育・保育等の利用ができるよう支援

- ・ 医療的ケアが必要な児童等への支援

【実施状況】

- ・ 一関市要保護児童対策地域協議会では、代表者会議のほか実務者会議やケース検討会議を定期的に開催しており、引き続き関係機関との連絡調整を密に行い、必要な支援を実施していきます。
- ・ 乳幼児健診等において発達に対する支援の必要な子どもの早期発見に努め、発達支援相談を実施しています。
- ・ 医療的ケア児等特別な配慮をする子どもの受入れ態勢などの環境整備については、今後とも検討していきます。

(5) 基本目標5 低所得世帯の子どもへの支援の充実

貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえ、官民の密接な連携のもとに子どもの貧困対策を実践し、貧困が世代を超えて連鎖するがないように取り組んでいきます。

① 社会的孤立の防止

- ・ 生活困窮者自立支援相談支援事業等

② 支援情報の確実な提供

- ・ 給食費・教材費行事費等の実費徴収補足給付事業等

【実施状況】

- ・ 困窮相談をはじめとする各種相談支援事業を実施しており、今後も各種相談支援機関と連携し、事業推進に努めています。
- ・ 子どもの孤立を防ぐため、新たな居場所づくりとして「子ども第三の居場所事業」への取組を実施しています。
- ・ 相対的な貧困への対応として、フードパンtries事業を夏休み・冬休み・春休みの時期に年3回実施しています。（主催：一関市社会福祉協議会）
- ・ 実費徴収補足給付事業等、子育て世帯の経済的支援を図り、引き続き保護者の負担軽減に努めています。

議事（2）特定地域型保育事業の認可及び特定教育・保育施設の利用定員について

1 特定地域型保育事業の認可について

下記のとおり、特定地域型保育事業（事業所内保育事業）の認可申請がありましたので、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 4 項、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 3 項及び一関市家庭的保育事業等設置認可等要綱（平成 26 年一関市告示第 270 号）第 4 の規定により、一関市子ども・子育て会議の意見を伺います。

施設の名称	オランジェリー岩手保育園				
事業の種類	事業所内保育事業				
設置場所	一関市真柴字矢ノ目沢 56-113				
設置者	株式会社プレステージ・インターナショナル				
代表者	代表取締役 玉上 進一				
利用定員	1号認定	2号認定	3号認定		計
			0歳	1・2歳	
	-	-	6	13	19 (うち地域枠 5)
備考	令和 6 年 6 月開所予定				

※ 5 年以内に 500 人規模の雇用を見込んでおり、雇用者として想定している主な層が子育て世代の女性であること、市外からの雇用も予想されることから、少子化に伴い市内保育施設の入所児童数の減少がみられるなかではあるが、従業員の子どもを預かる受け皿の確保は必要なものと考えられます。なお、設備基準の面や運営体制の面についても、一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の定める要件に適合していることを確認したところです。

【参考】子ども・子育て支援法に規定されている内容

（特定地域型保育事業者の確認）

第 43 条 第 29 条第 1 項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の

機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他の子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(特定地域型保育事業者の確認の変更)

第 44 条 特定地域型保育事業者は、利用定員(第 29 条第 1 項の確認において定められた利用定員をいう。第 46 条第 3 項第 1 号を除き、以下この款において同じ。)を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る第 29 条第 1 項の確認の変更を申請することができる。

(地域型保育給付費の支給)

第 29 条 市町村は、満 3 歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者(以下「特定地域型保育事業者」という。)から当該確認に係る地域型保育(以下「特定地域型保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満 3 歳未満保育認定地域型保育」という。)に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

(支給要件)

第 19 条第 1 項 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育、第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育、同項第 3 号に規定する特別利用教育、第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育又は第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育の利用について行う。

- (1) 満 3 歳以上の小学校就学前子ども(次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)
- (2) 満 3 歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- (3) 満 3 歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(市町村等における合議制の機関)

第 77 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 43 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

【参考】一関市家庭的保育事業等設置認可等要綱に規定されている内容

第 1 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づき、市長が、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項に定める家庭的保育事業等を行おうとする者に対し、その認可の申請、休止及び廃止の承認等を行うことに関し必要な事項を定める。

第 4 市長は、家庭的保育事業等の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ一関市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

議事 (2) 特定地域型保育事業の認可及び特定教育・保育施設の利用定員について

2 特定教育・保育施設の利用定員について

利用定員とは、子ども・子育て支援法第27条第1項及び第29条第1項において定められた、施設型給付費（委託費）及び地域型給付費の単価水準を決めるものです。

市は、施設の運営等が基準に適合しているかを審査し、給付による財政支援の対象とするか確認を行いますが、その際に、事業者と市で利用定員の設定を行います。

この利用定員の設定にあたり、子ども・子育て会議の意見を聴取するものとなっています。

【参考】 認可定員と利用定員の違い

- ・ 認可定員：教育・保育施設の設置にあたり認可された定員
- ・ 利用定員：子ども・子育て支援法に基づく、給付費算定の基礎となる定員

(1) 認定こども園への移行にともなう利用定員の変更

施設の名称 認定こども園睦保育園（変更前：睦保育園）

施設・事業の種類		認定こども園			
所在地		田村町 2-14			
認可定員		76名			
利用定員（人）	1号認定	2号認定	3号認定	利用定員 (人)	
変更前	—	39	6	30	75
変更後	6	39	6	25	76
増減	6	—	—	△5	1
変更予定年月日	令和6年4月1日				
変更理由	安定的な運営を図るため、園の意向により、保育所から認定こども園への移行を図るものである。(認定こども園化によって、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられることから、保護者にとっての需要はあるものと捉えている。)				
利用実績（人） 4月1日現在	R 2	R 3	R 4	R 5	
	77	75	76	71	
備考	保育所から認定こども園への移行については、既に県に認可申請書を提出済みであり、園舎などのハード面、保育教諭の配置などのソフト面とも基準を満たしている。				

(2) 保育施設からの申出による利用定員の変更

【変更理由】

- ・ 利用需要に合わせた定員設定とするべく、私立保育園からの申出により、利用定員を変更しようとするもの。
- ・ 適切な利用定員を設定することで、施設型給付費が増加することから、経営の安定が図られる。

施設名	定員	1号認定	2号認定	3号認定		合計
				0歳児	1・2歳児	
認定こども園 一関幼稚園	変更前	120	39	5	36	200
	変更後	55	69	6	35	165
	増減	△65	30	1	△1	△35
認定こども園 千厩小羊幼稚園・千厩こひ つじ園	変更前	30	57	6	24	117
	変更後	60	10	6	24	100
	増減	30	△47	—	—	△17

※ 年度当初の利用定員の見直しについては、利用定員は前年度の4月時点で現に入所していた児童数以上で設定する

3 議事(3) その他

(1) 「一関市こども計画」の策定について

① 計画の概要

- ・ こども基本法第10条第2項において、計画策定が努力義務とされた。

こども基本法（都道府県こども計画、市町村こども計画） ※条文を一部抜粋
第10条（略）

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども大綱が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

- ・ 策定に当たっては、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案することとなっている。
- ・ 計画は、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定が可能。
- ・ 市では、以下の必要な計画を包含する「一体型」として策定予定。
 - 1) 子ども・子育て支援事業計画
 - 2) 次世代育成支援行動計画
 - 3) 子どもの貧困対策計画
 - 4) 子ども・若者計画

② 業務内容

1) 一関市こども計画策定基礎調査等業務

子育て支援に関するニーズや子ども・若者の意見を聴取するためのアンケート調査を実施する。

2) 一関市こども計画策定業務

アンケート調査の結果を基に、子育て支援策の検討や見込みの量の検討など、計画策定に係る支援を実施。

③ 今後のスケジュール

No.	項目	R5	令和6年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	子ども・子育て会議の開催		●				●			●		●		●
			・アンケート調査の内容確認 ・意見聴取				・R5事業実績 ・調査結果の報告 ・意見聴取			・計画（案）に関する説明等 （計画骨子、内容、修正点ほか） ・意見聴取				最終報告
2	計画策定基礎調査等業務	● 入札契約	・内容検討 ・アンケート調査 ・意見聴取			→ ・まとめ ・報告書の作成								
3	計画策定業務					● 入札契約	・課題整理 ・計画骨子の作成等			・計画（案）の作成及び修正 ・会議支援			完成	

(2) 「こども家庭センター」について

① 目的と業務内容

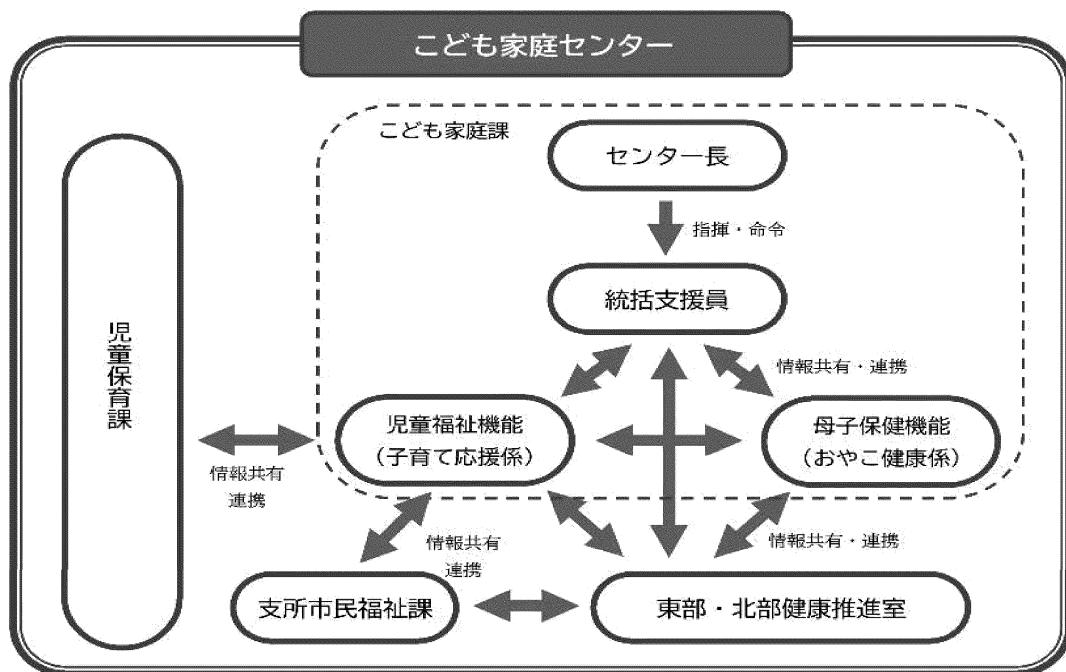
1) 目的

市内全てのこども及びその家庭並びに妊産婦などを対象に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない一体的な支援を実施する。

2) 業務内容

- ・ 保健師が中心となって行う妊娠、出産、子育てに関する相談（母子保健機能）
- ・ こども家庭支援員が中心となって行う子育て世帯に関する相談（児童福祉機能）
- ・ 支援が必要な方を、必要なサービスにつなげていく（サポートプランの作成）

② 実施体制



③ 新たな事業や取組

事業の名称		概要
家庭支援事業	子育て世帯訪問支援事業 (訪問による生活の支援)	育児や家事に負担や不安を抱える子育て家庭などを訪問し、子育てに関する情報提供や、家事や養育に関する援助を行う。
	児童育成拠点支援事業 (子ども第三の居場所)	養育環境などに課題を抱える学齢期の児童に対し、安心して過ごすことができる居場所を提供し、児童や保護者の支援などを行う。
	親子関係形成支援事業 (親子関係の構築に向けた支援)	子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、ペアレントトレーニングなどを実施し、児童の発達に応じた相談や助言、情報提供などの支援を行う。
産後ケア事業 ※事業拡充		これまで行ってきた訪問型の産後ケア事業に加えて、通所型を新たに実施。 利用回数も3回から7回に拡大。
初回産科受診料助成		低所得の妊婦に初回の産科受診料を助成する。

○一関市子ども・子育て会議条例

平成25年9月6日

条例第27号

改正 平成27年3月12日条例第2号
令和4年12月16日条例第33号
令和5年3月16日条例第5号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、一関市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援の関係団体から推薦された者

(4) 知識経験を有する者

(5) 公募に応じた者

(6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康こども部こども家庭課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月12日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月16日条例第33号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日条例第5号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【参考】子ども・子育て支援法

第77条第1項

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとする。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

令和6年2月29日(木)
第2回一関市子ども・子育て会議 参考資料No.1
第二期子ども・子育て支援事業計画（抜粋）

第4章

子ども・子育て支援施策の 展開

第2節 子育てを支える仕組みづくり

1 相談支援の充実

近年、核家族化や地域コミュニティの希薄化により、周囲から適切な支援を受けることが難しく、また、インターネットの普及により、氾濫する子育ての情報に不安やストレスを抱える親が増えています。

不安やストレスを抱える親やその家族が、安心して相談できる窓口を設置し、子育て支援と合わせて親やその家族の支援を行い、子育てが楽しく感じられるような支援を図ります。

また、親同士が気軽に集える場を積極的に設け、子育てに関する情報交換や交流を深めることにより、子育ての不安や孤独感が解消できる環境づくりを行います。

- ・母子保健相談事業や妊娠出産包括支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業など妊娠期から子育て期にわたる相談及び切れ目のない支援を行い、子育てに対する不安解消に努めます。
- ・子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にかけ、ワンストップで子育て世代の相談に幅広く応じます。

2 母子保健の充実

すべての母親が安全・安心な環境で妊娠、出産、育児ができるように、妊娠期からの継続した育児支援を行うとともに、医療機関とも連携を図りながら保健指導や相談体制を充実させ、母子の健康保持や育児不安の解消に努めていきます。

- ・利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業（おやこ広場事業・子育て支援センター事業）、子育て世代包括支援センターの相談事業等、妊娠期からの様々な相談に対して支援できる体制の充実を図ります。
- ・妊婦健康診査、産婦健康診査、乳幼児健診等の各種検診や保健指導、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、母子保健手帳の交付等に加え、医療機関とも連携し、子どもやその母親の健康保持のための事業を継続実施していきます。
- ・母親の身体的回復と心理的な安定を図るため、退院直後の母子を対象に、助産師等が居宅訪問し、心身のケアや授乳指導、育児指導などの支援を行い、産後ケアを推進します。

3 経済的負担の軽減

人口減少に歯止めをかけるためには、雇用対策等の若者の定住支援策とともに、子育て支援の充実が不可欠であり、特に子育て世代の保護者の経済的な負担を軽減し、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、各種施策に取り組んでいるところですが、引き続き制度周知に努めるとともに子育て家庭への経済的支援として継続して実施します。

- ・妊婦健康診査事業をはじめとする妊娠婦医療費助成事業、特定不妊治療助成事業等、出産準備期からの経済的負担の軽減を行うとともに、3歳からの幼児教育・保育の無償化、0歳から2歳の教育・保育施設の保育料の軽減、第3子以降の保育料無料化、高校生までの医療費無料化を引き続き実施します。

4 地域で支える仕組みづくり

地域の人たちが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、教育・保育施設において地域行事への積極的な参加、文化伝承活動を取り入れながら、地域ぐるみでの子育てに関する意識の啓発に努めます。

また、子育て家庭の積極的な地域行事等への参加を促進するため、様々な団体等が行っている活動に関する情報提供の充実を図ります。

- ・子育て経験者、高齢者、子育てボランティア等と子育て関係機関の連携を強化し、市民の子育てへの理解を深め、地域での子育て支援力の向上に努めます。
- ・地域住民が主体となり、就学前の子育て家庭の育児不安の解消や、参加者が互いにふれあい、仲間づくりを行う場である子育てサロンを支援します。
- ・通園や登下校における防犯対策や交通安全等においても地域と協力体制を構築し、子どもの安全・安心を守っていきます。

第3節 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 多様な就労の実現

女性の社会参加等により、働き方も多様化しており、教育・保育や子育て施策に対するニーズも多種多様化し、それに応えられるサービスや提供体制が求められています。

こうした、必要とする支援に的確に応えることにより、安心して働くことができる環境が実現し、地域の活性化につながるとともに、人口減少の歯止めにもつながることから、広く意見・要望を取り入れながら子育て支援を行います。

- ・延長保育事業、一時預かり事業などの子育て支援事業の充実を図り、多様な保育ニーズに対応できるよう努めます。
- ・事業所における育児・介護休業制度、子どもの看護のための休暇制度の普及と活用しやすい職場環境づくりの促進のため、事業所への周知・啓発に努めます。
- ・出産や育児等のために退職した女性の再就職については、公共職業安定所等の関係機関と連携して相談窓口を充実させ職業情報の提供を図り、再雇用の支援に努めます。

2 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立には事業主、個人、地域等、社会全体の理解と協力が不可欠となります。男性の子育て参加を推進し、家庭において父親と母親が子育ての責任を担い、ともに協力し合える子育て環境づくりのため意識啓発の推進に努めます。

また、高齢化や少子化、核家族化により介護の担い手が減っている状況に加え、晩婚化や出産年齢の高齢化などの影響で、子育てと介護を同時に「ダブルケア」家庭の増加が懸念されており、子育て部門と介護部門との連携や総合的な支援体制の構築、推進を検討しています。

- ・仕事と子育ての両立ができるよう、子育て中の就労者に対し、子育て支援の各種制度の情報提供や、仕事と子育ての両立に関する講座や相談、指導に努めます。
- ・国で策定した「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、両親の就業等により下校後に保護者が不在となる児童の健全な育成を図るため、教育委員会等と福祉部局との連携の下、安全・安心な放課後の居場所づくりを計画的に進めます。

第4節 要保護児童等への対応と取組の推進

1 児童虐待防止対策等の充実

児童虐待は心身の成長のみならず、人格の形成に影響を及ぼすとともに、虐待を受けた子どもが親になった時に自分もまた虐待を繰り返すという負の連鎖が生まれることになりかねません。児童虐待から子どもを守るために未然防止・早期発見・早期対応ができる仕組みづくりが重要になります。子育て中の家庭の育児不安を解消する施策を推進するとともに、児童虐待の危険性の高い家庭への支援等、子育て家庭に関わる関係者・関係機関がそれぞれ連携し、情報を共有して地域全体で支え合う仕組みづくりに努めます。

- ・虐待等の問題に早期に対応し、必要な指導及び援助を行うため、家庭児童相談室及び府内関係課・児童相談所・警察・学校等の関係機関との連絡調整を密に行います。
- ・子どもの健やかな成長を地域で支えることができる環境づくりに努めます。
- ・一関市要保護児童対策地域協議会の取組を強化するとともに、岩手県が策定した「児童虐待防止アクションプラン」に基づき、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、相談・対応機能の充実、再発防止に努めます。
- ・家庭的な養育環境を充実するため、岩手県と連携し、里親委託を推進するとともに、里親制度等の理解促進に向けた普及啓発の強化や里親支援の拡充に努めます。

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の自立支援については、ひとり親家庭が自立して生活できるよう国の基本方針及び、岩手県で策定している「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」等に基づき、相談体制の充実、就業支援の推進、子育て支援の充実に努めます。

- ・ひとり親家庭等に対する相談支援体制の充実を図り、施策や支援制度についての情報提供に努めます。
- ・ひとり親家庭等の生活安定のため、経済的支援等の自立支援の実施に努めます。
- ・関係機関と連携し、自立支援教育訓練給付金支給事業や高等職業訓練促進給付金等支給事業等の活用を推進し、就業に必要な技能や資格習得を支援します。



3 障がい児施策の充実

障がいの有無に関わらず、教育・保育を受けられる環境づくりに努めるとともに、障がいのある子どもや、支援を必要とする子どもとその家庭が、住みなれた地域で安心した生活を送ることができるよう、子どもの発達を早い段階から成長に応じて切れ目なく支援できる子育てワンストップ体制を確立し、相談支援の充実を図ります。

- ・支援の必要な乳幼児を早期に発見して、適切な指導を行うとともに、発達支援相談の充実に努めます。
- ・療育施設と連携しながら、専門スタッフによる保育所等の訪問を行い、保育士等の障がい児の理解、資質の向上も図るとともに、支援を必要とする子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
- ・療育指導についての事業を充実し、併せて保護者の交流の場の拡大に努めます。
- ・一関地区障害者地域自立支援協議会と連携し、支援体制の強化を図ります。
- ・特別支援コーディネーターや保健師その他子育て支援スタッフが連携し、乳幼児期を含め、早期から教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、保護者を含めた学校関係者、地域の人たちが共通理解のうえ、切れ目のない支援を行います。
- ・一関市児童発達支援事業所（かるがも教室）をはじめとする各種事業所と連携し、一人ひとりの希望に応じた支援を行えるよう支援ネットワークの構築に努めます。
- ・乳幼児期、学齢期、成人期と一連の切れ目のない、それぞれのライフステージに応じた支援に努めます。

4 特別な配慮を要する子どもへの配慮

子育てをめぐる環境は多様化しており、海外にルーツを持つ、いわゆる外国につながる子どもとその保護者や、日常的に医療的処置が必要とされる医療的ケア児に対して、必要な支援を行い、子どもの最善の利益の確保に努めていきます。

- ・外国につながる子どもやその保護者に対して、施設との意思疎通が図られるよう配慮していきます。
- ・医療的ケア児については、医療機関や関係機関・施設等とも連携し、受入れ態勢を確保するための環境整備を検討していきます。



第5節 低所得世帯の子どもへの支援の充実

貧困の一つの指標として、相対的貧困率※の考え方がありますが、子どもの貧困をめぐる状況は様々で、経済的因素だけではなく、子どもが希望や意欲をそがれる要因も多様化しています。現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指して、経済的な支援のみならず、地域や社会全体で課題を解決するという意識を取り組むことが重要となっています。

子どもの貧困対策においては、第一に子どもに視点を置いて、切れ目ない施策を実施するとともに、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させないように配慮していきます。

また、支援情報が十分に対象者に届くよう情報発信や相談体制も含めて支援の充実に努めるとともに、「個別支援」と「対象者を限定しない支援」の両輪で取り組んでいきます。

※相対的貧困率とは

貧困線(世帯の年間可処分所得を世帯人員数の平方根で除して算出した中央値の半分の額)に満たない世帯の割合。

厚生労働省の平成28年国民生活基礎調査では、平成27年の貧困線は122万円で、相対的貧困率は13.9%。なお、計算式の可処分所得に資産は含まれていないことから、相対的貧困率は国民生活の実態をそのまま反映していないという意見もある。

1 社会的孤立の防止

貧困の状況にある子どもについては、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されています。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、相談事業の充実を図るほか、社会体験や他者との関わりの機会の創出により、子どもの社会性や自己肯定感の向上を図っていくことが必要となっています。

また、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援につないでいく必要があり、関係機関との必要な情報の共有、連携を進めながら、総合的に対策を推進します。

- ・生活困窮者自立支援相談支援事業を通じて総合的な相談支援事業を推進します。
- ・放課後子ども教室や放課後児童健全育成事業の実施により放課後の子どもの居場所づくりを推進するとともに、新たな居場所づくりの施策や事業の検討を行います。
- ・助産師が家庭を訪問して行う産後ケア事業等を通じて、各ライフステージに即して切れ目ない支援を図ります。



2 支援情報の確実な提供

子どもの貧困対策を進めるにあたっては、生活保護や各種手当の給付のほか各種支援制度の活用、就労支援など、子育て世帯の生活の基礎を支える支援が必要です。

また、貧困の状況にある子どもやその家族の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きがわからない、積極的に利用したがらない等の状況も見られます。

各種支援を実効あるものにするために、当事者の視点に立ち様々な支援情報を積極的にかつ確実に提供できるような取組を関係機関と一体的に推進していきます。

- ・保育料の軽減や児童扶養手当の支給、給食費・教材費・行事費等の実費徴収補足給付事業、小中学生の学用品費や給食費等の就学援助、奨学金の貸付、医療費助成等を通じて、子育て世帯の経済的支援を図ります。
- ・教育扶助や生活扶助、進学準備金等の給付により生活保護受給世帯を支援します。
- ・家庭での養育が一時的に困難となった場合に施設で養育する子育て短期支援事業を実施します。
- ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金、母子家庭等自立支援教育訓練給付金や母子家庭等高等職業訓練促進給付金等の支給事業によりひとり親家庭を中心とした就労支援を推進します。





「子ども第三の居場所」事業概要

「子ども第三の居場所」とB&G財団

B&G財団は、1973年の設立以来40余年にわたり、海洋性レクリエーションを主とした自然体験活動を通じ、青少年の健全育成を推進してまいりました。また、全国466カ所に建設した海洋センターや所在市町村、279カ所に設立した海洋クラブと連携および協力し、地域住民の心身の健康づくりを目的とした各種事業を実施しております。2018年より、日本財団と連携し、本事業「子ども第三の居場所」に着手しました。

概要

支援

相談窓口

インタビュー

活動紹介

関係者の声

子どもたちに寄り添った支援をあなたのまちで



手厚い支援を
必要としている子どもが
放課後児童クラブを
利用している

既存の事業の
拡充を考えている

子どもたちに
学校でもない、家でもない、
塾でもない居場所を

「子ども第三の居場所」とは?

学校でもない、家庭でもない、塾でもない、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所です。信頼できる大人の存在を身近に感じ、拠点に通う仲間と時間を過ごすことができ、5つの機会を通して、生き抜く力が育まれます。

1 安心・安全な場所 **2 食事提供**
(学習・生活支援モデルは任意) **3 基本的な生活習慣を整える**

4 学習習慣を定着させる **5 「子ども第三の居場所」だからこそできる体験活動**

拠点を利用する子どもたちに手厚い支援ができることが魅力です。

写真

写真

写真

令和6年2月29日(木)

第2回一関市子ども・子育て会議 参考資料No.2
出典：公益財団法人B & G財団パンフレットより引用



生き抜く力を育む支援

「子ども第三の居場所」では、
拠点を利用する子どもたちが、社会へ羽ばたく“その時”を見据ながら、5つの
機会を提供し、子どもたちの自立に向けて、手厚い支
援をしています。

認知能力
(学力)

写真

写真

非認知能力(自己肯定感、人や社会とかかわる力)

写真

写真

写真

基本的な生活習慣

写真

写真

写真

「子ども第三の居場所」 ～B&G財団支援拠点 事業展開モデル～

●常設ケアモデル

【実施頻度】週5日以上(放課後の時間帯
週25時間以上)

【スタッフ数】拠点マネージャー(フルタイム)
1名以上ほか計4名以上

【支援内容】居場所提供、生活習慣形成、
学習支援、食事提供、入浴支援

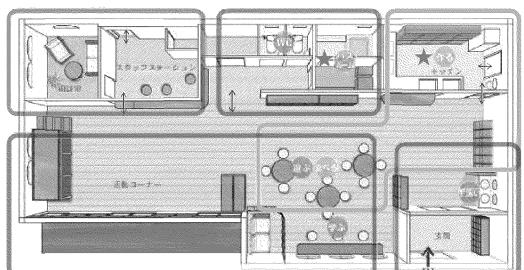
●学習・生活支援モデル

【実施頻度】週3~4日(放課後の時間帯
週9時間以上)

【スタッフ数】拠点マネージャー(フルタイム)
1名以上ほか計3名以上

【支援内容】居場所提供、学習支援、生
活習慣形成

【子ども第三の居場所を構成する4つの空間要素】



★常設ケアモデルは必須設備

ひとり親世帯へ食料を配付します

～令和5年度 春休みフードバンドリー事業～

ご希望の方は事前申し込みが必要です。詳しくは下記をお読みください。

● 配付日時

令和6年3月17日（日） 10:00～14:00



● 会場

一関市総合福祉センター（一関市城内1-36）

千厩農村勤労福祉センター（一関市千厩町千厩字町浦97-1）

● 対象世帯 100世帯

高校3年生以下の未就労の子どもをひとりで養育している世帯に限らせていただきます。

※ひとり親とは、父・母のほか、祖父・祖母も含まれます。

※祖父母等が同居している場合、子どもと別居している場合は対象外となります。ご了承ください。

● 申込方法 申し込みフォームよりお申し込みください

・社協ホームページからURLをクリックしてアクセス 「一関市社協」で検索！

・QRコードを読み込んで申し込みフォームへアクセス QRコードはこちら！→



※パソコン、スマートフォンからのお申込みが難しい方は、電話(23-6020)にてお申込みください。

● 申込期間 3月1日（金）8:30～3月8日（金）17:00

● その他

- ・当日は、生活や子育てに関するご相談にも対応いたします。
お困りのこと、お悩みのことなどありましたらお声がけください。
- ・会場までの足がないなどの事情がある方は、事前にご相談ください。

問合せ先 一関市社会福祉協議会地域福祉課 (電話) 0191-23-6020

春休みフードバンドリー事業では、市民のみなさまや市内の企業、団体のみなさまからいただいたお米、乾麺、レトルト食品、缶詰などの食料品を、ボランティアのみなさまにご協力いただき、セットにして配付いたします。

主催：一関市社会福祉協議会 共催：一関市、一関市主任児童委員会 協力：一関青年会議所、いわて生協、千厩ロータリークラブ

ひとり親世帯へ食料配付



春休みフードパンtries事業開催

100世帯へ配付

日時

令和6年3月17日(日)

10時～14時

場所

一関市総合福祉センター

千厩農村勤労福祉センター

事前申込が必要です

受付

●令和6年3月1日(金)8時半
～令和6年3月8日(金)17時まで

申込

●専用フォームよりお申し込みください

問い合わせ先

●一関市社会福祉協議会地域福祉課 (電話)0191-23-6020



【特設相談窓口】を開設いたします

一関市社会福祉協議会では、「生活に困っているが、どこに相談したらよいか分からぬ」「失業し、これからどうしたらよいか分からぬ」「収入が減り、家賃や税金、保険料の支払いが難しくなっている」など、相談の窓口を開設致します。

ひとりで悩まず、どうぞお気軽にご相談ください。

●日時

- ・令和6年3月17日（日） 10：00～14：30

●会場

- ・一関市総合福祉センター（一関市城内1番36号）
- ・千厩農村労働福祉センター（千厩町千厩字町浦97番地1号）

●開設する相談窓口

- ①生活保護相談（生活保護制度に関する相談）
- ②家庭児童相談（子育てなど家庭生活に関する相談）
- ③生活困窮者自立支援相談（生活にお困りの方の相談）
- ④生活福祉資金貸付相談（生活に関する福祉貸付の相談）

※①②の相談は一関市総合福祉センター会場のみとなりますので

ご注意下さい

<お問い合わせ>

一関市社会福祉協議会 生活支援課

電話：0191-23-6020 FAX：0191-23-6024

（受付時間 平日8：30～17：00）

メール：一関市社会福祉協議会ホームページのトップページ
「お問合せ」をクリックし、お問い合わせフォームに入力して送信

一関市社会福祉協議会では、普段から、生活にお困りの方のご相談や、
どこに相談したらよいか分からぬご相談に応じています。

主催：一関市社会福祉協議会 共催：一関市